# カリフォルニア州における事実婚同棲の

# 解消にともなう財産分与について

Marvin 事件判決を中心として

酒

井

誠

はじめに

事実婚(=不法婚)の解消にともなう財産分 各事実婚の概観

与の方法

Marvin 事件判決

Marvin 事件判決以前の判例の動向 Marvin 事件判決における救済方法

おわりに

はじめに

同居しているカップルの数は、一九七七年には、一九七 よらず、事実上の配偶者(de facto supouses)として アメリカ合衆国では、正式な婚姻(法律婚)の方式に

〇年の二倍以上、すなわち、一三二万人以上にも及んで

ことである。 おり、現在も、それは、なお、増加の傾向にあるという(ご

きかどうかという複雑な法律問題を生じることとなる。 の配偶者の一方が、他方配偶者の財産上に権利を有すべ しかし、それにもかかわらず、カップルは、なぜ、正式 て い る。 ④

のであろうか。それには、以下のような理由、すなわち、 婚姻してからの 生活が うまくいくか どうか とい

な婚姻方式を経ることなくして同居することを選択する

うことを 試験するために 同居する、 つまり、 試験期間 (trial period) をもつため、

benefit)の喪失を避けるため、 とを避けるため (3)年金 (pension)、福祉あるいは租税上の利益(tax 婚姻関係中に蓄積された財産を均等に分割するこ

う理由から、 前婚を解消するための基金(funds) 後婚を事実婚でなすことにより、 がないとい 重婚罪の

(bigamy prosecution) を避けるため、 パートナー双方が同性であるため

(5)(6)Common law marriage が廃止されているにも

解消が行なわれるに際しては、たいていの場合、事実上 かかわらず(とりわけ、 五年に廃止)、いまだ、それが有効であると事実婚同棲 カリフォルニア州では、 一八九

者が誤って信じているため、ということなどが挙げられ けであるが、その理由とするところに応じ、アメリカ合 このような理由などにより事実婚が選択されているわ

婚(putative marriage)、不法婚(meretricious marriage)というように大別されている。これらのうち、

relationship)を生じる事実婚は、さらに、儀式婚

衆国においては、事実上の家族関係(de facto family

remonial marriage) common law marriage

儀式婚、common law marriage、想像婚は、日本にお 実的・偶発的に事実上の婚姻にとどまる)に照応するも ける内縁(婚姻意思を有してはいるが、その関係は、事

これに対して、その関係が有効な婚姻を構成するもので するように種々の法的保護が与えられている。しかし、 のと考えられ、 したがって、その解消に際しては、後述

**—** 123 —

はないという認識をもって、当初から、事実上の夫婦関

rvin 事件判決を中心として検討を加えさせていただく。 題について、カリフォルニア州の判例、とりわけ、Ma-問題となるであろう不法婚の解消にともなう財産上の問 いて概観し、次に、いずれは日本においても大きな法律 となる。そこで、本稿においては、まず、各事実婚につ わけ、その解消に際しての財産帰属の問題が生ずること 法婚の当事者には、不法婚の性質上、種々の問題、とり 係の形成を目的として、選択的・意図的に形成される不

ば至上の幸いである。 ると思われるが、それにつきご指摘、またご教示賜われ なお、浅学のため、必ずしも適当でない訳語も存在す

#### 往

- (2) L. Ryder Mason, California Family Law Handbook, (-) U. S. Bereau of Census, Current Population Reports, Series p. 20, No. 323, March, 1977.
- (3) 双方の収入が同一の場合には、独身の方が租税上の利益 1980, p. 16 をうける。Property Right upon Termimation of Un-

- married Cohabitation, Havard Law Review, Vol. 90,

(4) Mason, op. cit., p.

16

- (10) Irving J. Sloan, Living Together Unmarried and The Law, 1980, pp. 1-5, Havard Law Review, op.
- cit., p. 1710.

(6) 太田武男・内縁の研究七一~一〇一頁。

### 二、各事実婚の概観

問題について述べる前に、まず、各事実婚およびその法 本稿の目的である不法婚の解消にともなう財産分与の

儀式婚(Ceremonial Marriage)

(1)

これは、当事者双方を死亡あるいは離婚によってだけ

的保護につき概観する。

有効な婚姻とみなされている。したがって、このような ceremony)を経ることにより成立するもので、法律上、 しか解消されえない関係に結合する正式な儀式(formal

habitation)により同居する権利が与えられ、共有制を 儀式婚の当事者には、 法律上の婚姻同棲(marital co-

認める州においては、各当事者は、婚姻中にいずれか一 当事者によって 獲得された 財産に対し、 平等に権 合意をなし、そのような身分(status)にお互いを拘束

tax return) る。そして、離婚に際しては、当事者は、子や他方当事 き受ける義務を負い、所得税総合申告書 (joint income 限を 与えられている。 (marital support)や子の扶養(child support)を引 を提出する 権利を有するものとされてい また、 その当事者は、 夫婦扶養 継続、

為により死亡した場合には、損害賠償(damages)を請 nefits)に権限を与えられ、かつ、 死亡当事者が不法行 は、故人の雇用記録(decedent's employment record) にもとづいて、 国民社会保険年金(social securty be-有し、また、一方当事者の死亡に際しては、生存当事者

者の扶養や子の監護

あると認められている。 なお、その婚姻子は、州により嫡出(legitimate)で

求できるものとされている。

## Common Law Marriage

(child custody) について権利を では決定されないわけであるが、一旦、その婚姻が、co-その婚姻の有効性の問題は、当事者間に争いが生じるま mmon law marriage の要件ということになり、通常、 mmon law marriage が成立するための基準とされて 判断することになっている。したがって、裁判上の決定 おり、これらを斟酌して、裁判所が、その成立の可否を なっているようである。 mmon law marriage 成立の要件は、州により若干異 することにより成立するものとされているが、この (judicial determination) が、法律上、拘束力ある co-家族関係の認識、 一般的には、特定期間の同棲の 夫婦としての 世評などが

marriage) と同等となるものとされ、それゆえ、common law marriage として有効であると、裁判上、 法律婚)の配偶者の地位と同様のものとして取り扱われ mmon law marriage の配偶者の地位は、民事婚(= 決定されれば、それは、法律上、伝統的な民事婚(civil

これは、当事者双方が、夫婦関係に入るという相互の ている。

ただし、以上のことは、common law marriage を

承認する州にだけ限定される。すなわち、common law

mmon law marriage の有効性を承認する管轄区 (jursmarriage として承認されうるであろう同棲関係は、co-

diction)においてのみ、かつ、そのそれぞれの州のco-場合にのみ、common law marriage としての地位を mmon law marriage に関する成立要件が満たされた

想像婚(Putative Marriage)

生ずることとなる。

これは、少なくとも、同棲当事者の一方が、彼らの間

に存在する関係が、有効な婚姻(valid marriage)を形

るということが、唯一の成立要件とされており、したが 者が、彼らの関係を有効な婚姻であると善意で信じてい を有している場合に成立する。すなわち、想像婚の配偶 成しているのだという善意の信念(good faith belief)

ない場合には、

想像婚配偶者(putative spouse)は、

うな善意の信念がありさえすれば、その者を想像婚の配

偶者と 信じている 者とするのに 十分であると されてい このような想像婚の配偶者(たいていの場合、 ・妻) に — 126 —

 $\delta_{\hat{i}\hat{i}}$ 

に対し、法律婚の配偶者と同一の権利が与えられ、した(E) がって、 共有制をとる 州においては、 は、ほとんどの州において、想像婚中に蓄積された財産 たとえ、配偶者

が、その割りまえ(share)に対して、 なんらの制定法(3) 上の権利も有しないという場合でも、その関係中に蓄積

re)に権利を与えられるものとされている。また、 し、その解消に際して、なんらの財産も分配に利用でき された財産のエクィティ上の割りまえ (equtable sha-

他方配偶者によって与えられた扶養料(maintenance) や生活費(support)の価格以上に提供された想像婚配

格に相当する総計金額(a lump sum) を与えられるもの 偶者の家事サービス(household services)の合理的な価

とされているが、永続的な扶助料(permanent alimo-

者に、common law marriage

が有効であるというよ

想像婚を証明するのに必要ではなく、例えば、その当事

って、なんらの婚姻儀式

(marriage ceremony) \$\phi'\$

ny)については、どの事案においても認められていない

ようである。

なお、

その関係が、当事者の死亡により解消される場

operty)の婚姻上の割りまえ(spousal share)ととも 合には、 生存配偶者は、故人の特有財産 (separate pr-

保険金 (worker's compensation death benefits) を るものであれば、訴を提起することができ、かつ、生存 られるものとされ、また、配偶者の死亡が不法行為によ 想像婚財産 (surviving widow) として、労働者損害賠償死亡 (putative property) のすべてを与え

受け取る権利も与えられている。

最後に、この婚姻関係から生まれた子についての問題

出とみなされる州では、想像婚配偶者は、その子に対し であるが、 べき婚姻 (voidable marriage) 中に出生した子が、 無効婚 (void marriage)あるいは取消しう 嫡

ている。 (4)不法婚 (Meretricious Marriage)

rriage れは、

あるいは想像婚の配偶者と異なり、

かなりの制

て、

法律婚配偶者と同一の権利義務を有するものとされ

と考えられる。

不法婚配偶者 れる男女の結合関係をいう。それにより同棲する男女が という当事者の認識のもとに、選択的・意図的に形成さ その同棲関係が、有効な婚姻を構成するものではない (meretricious spouses) である。

るものとされているわけであるが、例えば、当事者の一(#) が、その関係を不法なものと認識している場合に成立す このように、不法婚は、配偶者の 一方もしくは 双方

婚配偶者 (=不法婚の当事者) ということになり、した るという場合には、それを認識している一方のみが不法 方のみが、現在の婚姻が無効であるとの認識を有してい

ての法的保護、とりわけ、 要件にかないさえすれば、 いない他方は、不法婚配偶者ではなく、それゆえ、その がって、その関係が不法なものであるとの認識を有して 財産上の保護をうけうるもの 前述した想像婚の配偶者とし

次に、不法婚配偶者の権利義務についてであるが、こ 当然のこととして、 儀式婚、common **—** 127 **—** 

限をうけている。例えば、財産に関する問題についての この一般原則は、判例により、かなりの修正をうけてき に、そのまま彼らを放置するのである。しかしながら、 に、裁判所は、その当事者が自ら意図的に選択した地位 に対して権限を与えられないというものである。要する 法婚配偶者は、その関係中に蓄積された財産の割りまえ 的な合意(express agreement)もない場合には、不 いて、不法婚の効果について、当事者間になんらの明示 般原則というものは、制定法上の規定を有する州を除

cobabitant)の一方が、他方の財産上に権利を有すべき フ 同棲の解消に際しての財産権の帰属の問題についてカリ 評価されている Marvin 事件判決を中心として、事実婚 かどうかということにつき画期的な判断を下したものと そこで、以下において、事実婚同棲者(unmarried ニア州の判例を考察する。

(7) Sloan, op.cit., p. 1.

∞) Harvard Law Review, op. cit., p. 1710. mmon law marriage に関しては、不破勝敏夫「米国の ・マリッヂ」婚姻法の研究上二六三頁以下に詳細に述べら コモン・ロー・マリッヂ」、同「アメリカのコモン・ロー

- $(\circ)$  Sloan, op. cit., pp.  $1{\sim}2$ れている。
- (10)common law marriage を承認している州は、アラバ 州、モンタナ州、オハイオ州、オクラホマ州、ペンシル サス州、コロンビア区である。 ニア州、ロードアイランド州、サウスカロライナ州、テキ マ州、コロラド州、ジョージア州、アイダホ州、カンサス
- (11) Ibid., p. 2, Mason, op. cit., p.

ているようである。

- (2) Estate of Vargas, 36 Cal. App. 3d 714 (1974). (13) カリフォルニア州民法第四四五二条は、想像婚配偶者の
- の婚姻は有効であると善意で信じていると認定する時はい idable)ものであるとの決定がなされる時はいつでも、か につき、「婚姻が無効(void)あるいは取消しうべき(vo-地位——準婚姻財産(Quasi-Marital Property)の分割 は、想像婚配偶者の地位を有すると宣言するものとし、か つ、裁判所が、当事者のいずれか一方あるいは双方が、そ つでも、 裁判所は、そのような当事者(party or parties)

なお、co-

nal Iniury Damages」) にしたがって、その男女の結び 管轄権(jurisdiction)を留保する場合、裁判所は、 判決 うな財産を『準婚姻財産』とよぶ。裁判所が、明示的に、 産あるいは準共有財産であったところの、その男女の結び 財産分割―方法―身体侵害行為に対する損害賠償(perso つきの間に取得された財産を分割するものとする。そのよ つき(union)が無効あるいは取消しえないなら、 共有財 つ、財産分割に争いがある場合には、第四八○○条(共有

Parker's Civil Code of California, 1981.

後、一度に財産分割をなすことができる」旨を規定する。

(14) Coats v. Coats, 160Cal. 671 (1911).

- (15) Sloan, op. cit., p. 3.
- 16) Ibid., p. 4.
- (1) 例えば、 ニューハンプシャー州では、当事者が、 三 年 また、インディアナ州およびモンタナ州は、統一婚姻およ al marriage)とみなす旨が、制定法上規定されており、 間、夫婦として同棲しており、かつ、お互いを夫婦と認め る場合には、同棲(cohabitation)を法律上の婚姻(leg-

- 権利を同棲者に与える。Ibid., p. 5.
- (A) Mason, op. cit., p. 17, Oakley v. Oakley, 82 App. 2d 188, 192 (1947)
- (1)ここにいう 事実婚同棲者は、 不法婚同棲者を 指す。 下、事実婚同棲者は、不法婚同棲者を示すものとして取り 以
- 三、事実婚 (==不法婚) の解消にともなう財産分与
- の方法
- <del>(--)</del> Marvin 事件判決

<事実の概要>

原告 Michelle Triola と被告 Lee Marvin は、|

九六四年六月「Ship of Fools」という映画に出演した

- 時に知り合い、一九六四年一〇月に同居を始め、一九七
- Triola から Marvin へ変更するという裁判所の決定を ○年五月八日には、原告 Michelle Triola は、名字を
- た。その別居の日から、Michelle は、 月に八〇〇ドル 日後の一九七〇年五月一一日に、両者は別居するに至っ えて、Michelle Marvin と名前を変更したが、その三 **—** 129

者の地位にかかわりなく、財産の均等な割りまえに対する

事者すべての財産を分割するものとする」を採用し、当事

(source) あるいは形式(form) にかかわりなく、……当

第三〇七条 「裁判所は、権原 (title) が保持される出所 び離婚法(the Uniform Marriage and Divorce Act)

の支払を Lee からうけていたが、 一九七一年一一月一

日には、その支払がとまり、また、再び、同居する可能

年二月二二日、「Lee との『口頭の合意』(oral agre-性もなくなったということから、Michelle は、一九七二

ement)にもとづいて、その関係中に 取得された 財産 (2) 生活費の支払(support payments)をうける権限を有 (すべて被告 Lee 名義)の半分に権限を有し、また、

すると主張して、公判裁判所(trial court)に申立をな

にあり、この事実を Michelle も認識しており、 離婚するに至るが、Betty Marvin と法律上の婚姻関係 と同棲を始めた一九六四年一○月においては、その後、 って、彼女は、自分自身が Marvin と正式な婚姻関係に なお、被告 Lee Marvin は、原告 Michelle Triola したが

合意しており、さらに、彼女は、Leeに対し、話相手、 夫婦として生活するということについて、Lee との間で ただし、Michelle は、 その申立の中で、 社会的に、 あるとは考えていなかったようである。

供していたと述べている。

主婦、管理人(housekeeper)や料理人として労務を提

<第一審>

判決を下した。 原告 Michelle Toriola の主張を認めず、原告敗訴の

<中間上訴裁判所>(intermediate appellate

court)

合には、当事者の合意なくして、なんらの権利も取得さ は、不法な関係(meretricious relationship)にある場 カリフォルニア州 最高裁判所によって なされた 判 決

また、さらに、不法な関係をもくろんでなされた契約と(38) いうものは、公序(public policy)に反するもので執行 れないという原則(principle)を確立していると述べ、

した。 lity)として、第一審判決を支持し、 同じく原告敗訴と されえない(不法の原理—— the doctorine of illega-

ルニア州最高裁判所〉

Tobriner 判事の意見により、 ハカリフォ 原審判決を破棄し、審

理 (1)(trial) のため、 以前の判決は、 要約すれば、 事実婚パートナー(nonmarital pa-以下のようなところである。 その事案を差し戻した。その判決内 を認める、というものである。

rtners) 間の明示的な契約 (express contracts) と れば、実行されうるということを表わしているものと 上に、明白かつ不可分に基礎づけられているのでなけ いうものは、その契約が、性的奉仕 (sexual services)

解され、したがって、その関係が、性的奉仕に基礎づ

mic affairs) を決定することができる。 rried couples)は、任意に彼らの経済的事項 (econo-けられているのでなければ、事実婚カップル(unma-

ら黙示的な契約や組合関係もしくは共同事業の合意ある

いは当事者間のなんらかの他の暗黙の了解 (tacit unde-

(2)は、その当事者の行為(conduct)から、意思 そのような 明示的な 契約のない 場合には、 裁判所 (inte-

fact agreement) や組合関係(partnership) もしく 事者の意思を充足するという救済方法をこえて、法定 は復帰信託 は共同事業 を充足して、事実上の黙示的な合意 (implied-in-(resulting trust) を認め、さらには、当 (joint venture)の黙示的な合意あるい

信託(constructive trust)の利用や提供労務相当金額の 請求(quantum meruit)における取戻し(recovery)

取戻しをなしうる旨を決定し、また、カップルの行為か 約(written contract)にしたがって、他方同棲者から 棲者は、彼らの間で締結されたなんらかの書面による契 tricious consideration) によるものでなければ、一方同 者間の合意が、不法でみだらな約因(unlawful mere-すなわち、カリフォルニア州最高裁判所は、その同棲

を欠いている場合には、提供労務相当金額の請求の学説 を認め、さらに、そのような認定をささえるための証 rstanding)が暗示される場合にも、他方からの取戻し あるいは法定信託や復帰信託というようなエクィティ上

の救済をも使用しりる旨を決定したのであった。 た明示的な契約のない場合の財産分与の具体的実現手段 以下、事実婚同棲の解消に際して、本判決で用いられ — 131 —

1

- (%) Marvin v. Marvin, 18Cal. 3d 660, 557p. 2d 106, 134 Cal. Rptr. 815 (1976)
- あるいは協同的な努力のいずれかの結果として蓄積されたと所得(earning)を結合し、かつ、 彼らの個々的な努力(afforts)当事者が同居している間、彼らは、彼らの努力(efforts)
- の映画権(motion picture rights)が含まれる。Id. at 666, 557 p. 2d. at 110, 134Cal. Rptr. at 819.
- cit... p. 16. cit... p. 16.
- (24) 性的奉仕の履行に対して支払をなすということは、本質(24) 性的奉仕の履行に対して支払をな方ということはできないが、的に、売春であり、合法的に契約することはできないが、のような不法でみだらな約因によっていなた財産を規律する法にしたがって、その関係中に取得された財産を規律する法にしたがって、その関係中に取得された財産を規律する法にしたがって、その関係中に取得された財産を規律する法にしたがって、その関係中に取得された財産を規律する法にしたがって、その関係中に取得された財産を担いることは、本質(24) 性的奉仕の履行に対して支払をなすということは、本質

に 届まるということにも 同意 することが できる。Ibid.,

18Cal. 3d at 672, 557 p. 2d at 114, 134Cal. Rptr. at

823. なお、オレゴン州最高裁判所も、事実婚同棲者の明示

5. 10

- am v. Latham, 274 Or. 421,547 p. 2d 144 (1976).
- (名) 18Cal. 3d at 684, 557 p. 2d at 122, 134Cal. Rptr. at
- (%) Id. at 684, 557 p. 2d at 122-23, 134Cal. Rptr. at 831-
- (%) Sloan, op. cit., pp. 70-71, Mason, op. cit., pp. 19-20.

ただし、少数意見を出した Clark 判事は、明示的あるいただし、少数意見を出した Clark 判事は、明示的あるいただし、少数意見を出した Clark 判事は、明示的あるいただし、少数意見を出した Clark 判事は、明示的あるいただし、少数意見を出した Clark 判事は、明示的あるいただし、少数意見は、十分に考慮しなかったということに不とを、多数意見は、十分に考慮しなかったということに不とを、多数意見は、十分に考慮しなかったということに不とを、多数意見は、十分に考慮しなかったということに不をを表明し、提供労務相当金額の請求やエクィティ上の救済を是認しなかった。 Harvard Law Review, op. cit., p. 1710, 18Cal 3d at 685-86, 557 p. 2d at 123-24, 134 Cal. Rptr. at 823-33.

# Marvin 事件判決における救済方法

(1)復帰信託(Resulting Trusts)

rty) interest)を主張するというような場合に成立する。し(②) いる財産を取得する際に、その購入価格(purchase pr-たがって、不法婚配偶者の一方が、他方名義におかれて nds) を寄与し、その後、エクィティ上の権利 (equitable 復帰信託は、例えば、無権原当事者(non-titled が、不動産(real property)の購入に基金(fupa-

るが、これは、基金あるいは他の金銭的価値のある財産 ところで、ここにいう「寄与」(contribution)であ

ice)の全部あるいはその一部を供給している場合には、

復帰信託による救済が用いられることになる。

る。そして、他方名義の財産の取得に対し、基金あるい(g) ず、労務(service)の提供ではいけないものとされてい (property of value) を用いてなされなければなら

る。

与の割合に比例して、他方名義の財産上に権限を有する

る場合に、寄与をなした一方の不法婚配偶者は、その寄

は他の金銭的価値のある財産によって寄与がなされてい

託者(trustee)として 財産の 二分の一の 権利を 保持 産の購入価格の半分に寄与している場合には、 己名義に権原をおいてはいるが、不法婚の妻が、その財(ヨ) ィ裁判所(court of equity)は、夫は妻のために、受 エクィテ

こととなる。すなわち、不法婚の夫が財産を取得し、自

ovements) をなしたということや労務の提供をなした ということでは、復帰信託は成立しないものとされてい うことであり、購入後の寄与あるいは改良工事 価(consideration)を寄与していなければならないとい 財産の購入前あるいはその購入時のいずれ 信託賦課の基本的要件は、その賦課を求める配偶者が、 するというように決定するのである。(※) したがって、復帰 かの時に、対 (impr-

法定信託の定義については、いまだ明らかであるとは (2)法定信託 (Constructive Trusts

一般的には、それは、 公平(justice)と善

言えないが、

(good conscience) の要求を満たすために課せられる -133-

ものとされ、したがって、一方配偶者に帰属すべきとこ

の言葉(words)や指導 いるような場合、例えば、事実婚同棲者の一方が、他方 ろの財産上の権利を、他方配偶者が、自分のものにして (conduct)により、自己名義

戻しを認めるというものである。ただし、この場合、一(st) から不当利得(unjust enrichment)を妨げるために取 る場合に、その権利を自分のものとしている他方同棲者 で保持する財産の権限を他方同棲者へ譲渡させられてい

方同棲者は、

詐欺的な虚偽表示(fraudelent misrepr-

り引き起こされたものであるということが、証明されな て、それが事実上あるいは推定上の欺瞞 ものとされ、それゆえ、法定信託は、財産譲渡に 加え 棲者が財産を得たということを証明しなければならない esentation)あるいは隠匿 んらかの不法な行為 (wrongful act) によって、他方同 (concealment) もしくはな (fraud) によ

(3)提供労務相当金額の請求 (Quantum Meruければ課せられないこととなる。(87)

これは、金銭的報酬(monetary remuneration) における取戻し を

方

用されず、また、それらの額の裁定に際して、困難な価 cto spouses) に与えられる救済方法で、 生活費の額が、家事労働の額よりも大である場合には適 できるというものである。したがって、受領されていた の額の方が大きい場合には、その差額を取り戻すことが 者が受けとっていた生活費(support)より、 事実上の配偶 家事労働

(4) 組合関係(Partnership)、共同事業 (Joint

格の査定問題を生じるという難点がある。(8)

支出し、賃貸住宅を経営しているが、それが一方のみの これは、例えば、事実婚同棲者双方が、互いに金銭を ventuve)の黙示的な合意

よって、事実婚同棲の解消に際して、一方同棲者は、 するという黙示的な合意があったものとみなし、それに 法である。このような事情のある場合には、利益を分配 名義になっているというような場合に認められる救済方 (所有名義人) から、 出資した財産の割りまえを取り

戻すことができるものとされている。(※)

期待して、家事労働を提供する事実上の配偶者

- (%) Sloan, op. cit., p. 7.
- (%) Keene v. Keene, 57Cal. 2d 657, 371 p. 2d 329, 21Cal.
- (31) したがって、この場合、夫がコモン・ロー上の所有権者Rptr. 593 (1962).
- ව රුදායන් ජන ි (%) Sloan, op. cit., pp. 7–8, S. M. Crentney, Principles of Family Law, 1976, pp. 262–263.
- (3) Winifred H. Holland, Unmarried Couples; Legal Aspects of Cohabitation, 1982, p. 51, Crentney, op. cit., p. 267.

とができることになる。Crentney, op. cit., p. 269.

- (34) イギリスの 記録長官 デニング卿は、不当利得(unjust Holland, op. cit., p. 53.
- (%) Sloan, op. cit., p. 9, p. 92.
- (36) 事実上の欺瞞が見うけられる場合、法定信託は、当事者(36) 事実上の欺瞞をおいて」(at arm's length)つきあってが「ある距離をおいて」(at arm's length)つきあっているとしても課せられることになる。これに対し、なんらの事実上の欺瞞も証明されない場合には、推定上の欺瞞に、親者(title holder)と信託の賦課を求める者との間に、親密な関係(confidential relationship)が存在するという。ことが示されなければならないものとされている。Ibid.,

- (37) なお、デニング劇は、歯分自身のために単独で財産を保行、公平(justice)と善(good conscience)が、信託をは、いつでも、法定信託を課すことができ、この場合、黙らも 立証される 必要はないとしている。 この見解に よれらも 立証される 必要はないとしている。 この見解に よれら ないな合意あるいは共同の意図(common intention)す 示的な合意あるいは共同の意図(common intention)す が は、公平(justice)と善(good conscience)が、信託を課すこ必要とする場合には、裁判所は、いつでも、信託を課すことが、公平に対している。
- (38) この準契約上の救済(quasi-contractual remedy)を適用すれば、裁判所は、個人的な事実上の事項に関する争いや困難な価格査定の問題に巻き込まれることになり、さらに、家庭内の雑用(domestic chores)の価格を確定することだけでなく、当事者が雑用のどの部分を行なったかということも決定しなければならなくなり、また、提供された扶養の価格(おそらく、食物、衣服、与えられた娯楽れた扶養の価格(おそらく、食物、衣服、与えられた娯楽れた扶養の価格(おそらく、食物、衣服、与えられた娯楽れた扶養の価格(おそらく、食物、衣服、与えられた娯楽れた扶養の価格(おそらく、食物、衣服、与えられた娯楽を経済学者は、専業主婦の家事労働を一三〇〇ドル以上と経済学者は、専業主婦の家事労働を一三〇〇ドル以上と算定している。Sloan, op. cit., p. 19.
- (39) Ibid., pp. 10-11.

### Marvin 事件判決以前の判例の 動向

以上のように、Marvin 事件判決においては、

事実婚

すると いうことが 判示されたが、 その後の 一九四七年

るわけであるが、 それでは、 それゆえ、本判決は、 に適合すれば、 同棲者は、 その同棲関係中の状態が、これらの救済方法の要件 権利を与えられるということが決定された。(4) その解消に際し、 同棲中に蓄積された財産に対し、事実婚 画期的な判決として評価されてい この Marvin 事件判決以 種々の 救済方法を 認めら

決以前の主要な判例の動向を紹介する。 のあるところである。そこで、以下に、Marvin 事件判 のような財産上の権利を認めていたのであろうか。興味

前の判決は、事実婚同棲の解消に際し、その同棲者にど

の基金(funds)が、 他方の財産の取得に寄与した範囲 であるが、この事案においては、事実婚同棲者は、 (share) その関係中、 一九四三年 Vellera 対 Vellera に権限を有する、 (express contract) がない場合、その同棲者 共同的に 蓄積された財産の 割りまえ すなわち、復帰信託が成立 事件について 明示

> 者は、双方ともが平等に不法であると判示し、事実婚同 Oakley 対 Oakley 事件では、裁判所は、 事実婚同棲

事件において、さらに強化され、同棲者が、法律上の婚 棲者自らが選択した地位に彼らをそのまま放置するもの とした。この立場は、 一九五四年 Bridges 対 Bridges

された。しかし、一九六二年の keene 対 keene 事件(4) (public policy) に反するもので、実行不可能であると とえ、明示的な契約があったとしても、それは、

姻関係外の性交を目的として同棲している場合には、た

では、その財産の取得に対する寄与が、労務の提供によ

る財産による寄与がなされていれば、復帰信託は成立す その財産の取得に際して、金銭あるいは金銭的価値のあ ってなされている場合には、復帰信託は成立しないが、

合には、Vellera 対 Vellera 事件同様、 るということが明らかにされた。すなわち、本件裁判所 事実婚同棲者が、その財産の取得に寄与している場 復帰信託による

取戻しを認めるとしたのである。

そして、これに続く一九七三年婚姻非訟 Marriage of

Cary 事件においては、中間上訴裁判所 appellate court)は、事実上の家族関係 (intermediate (de facto fa-

財産制を不法婚配偶者に及ぼすに至った。しかし、この 想像婚の配偶者の地位に高め、カリフォルニア州の共有(タヒ) mily relationship) にある不法婚の 配偶者の地位を、

Estate of Atherly 事件では、受け入れられたが、雑 いわゆる「身分」(status)アプローチは、一九七五年

Mayhew 事件で拒絶され、さらに、一九七六年 Marvin 多な批評をうけることになり、一九七五年 Beckman 対

pp. 70-96

は、 旨が明言され、Cary 事件における 「身分アプローチ」 利義務を 規律する原則と 制定法とは、 事実上の 配偶者 事件判決において、「既婚者(married persons)の権 (de facto spouses) に自動的に適用されることはない」 明示的に不可とされ、前述のように判示されるに至

った。

窪

(4) ただし、差戻された原審裁判所(一九七九年四月一八日 金額の請求については 取り下げられた)、 あらゆる証拠 係もしくは共同事業の黙示的な合意があったかどうか、ま た法定信託や復帰信託が成立するかにつき(提供労務相当 判決)では、明示的な契約や黙示的な契約あるいは組合関

上、一〇四〇〇〇ドルの額が裁定された。Sloan, op. cit., ち、 用される技術を学び、かつ、彼女が自活するため、すなわ 局、Michelle には、彼女が、自らを再教育し、 新しく使 収集されたが、その結果、前記のすべてが認められず、結 映画スターとして 社会復帰 するために、 エクィティ

る推定を放棄した。Harvard Law Review, op. cit., p. が、 贈与(gift)として提供されているという長年にわた るものと推定し、さらに、家事労働(domestic services) 認める前提として、不法婚配偶者双方は公平に取り扱われ なお、Marvin 事件裁判所は、本文のような救済方法を

- (4) Vellera v. Vellera, 21Cal. 2d 681 (1943)
- (争) Bridges v. Bridges, 125Cal. App. 2d 359 (1954). (육) Oakley v. Oakley, 82Cal. App. 2d 188, 192 (1947). (4) ただし、この不法の原理を、カリフォルニア州の裁判所
- はあまり用いていないようである。Harvad Law Review,

- 137 -

(45) Keene v. Keene, 57Cal. 2d 657 (1962).本件において 切り盛りしていたということである。しかし、被告が農場 年間同居し、被告の農場で働き、その所帯(household)を 原告は、その購入になんらの基金あるいは他の金銭的価値 を売却し、その金銭の一部で家具店を購入するに際して、 は、不法婚配偶者である原告(妻)は、被告(夫)と一八

託が成立すると主張した。 場の価値を高めたとし、それゆえ、農場の売買収益(proce-情のもとで、その解消に際して、原告は、彼女の労働が農 を一部として購入された財産(家具店) 上に復帰信

のある財産による寄与もなしていなかった。このような事

告の請求を斥けた。Sloan, op. cit., p. 8 権利も取得しないということは明らかである。」とし、原 て、財産自体あるいはそれの売買収益に対して、なんらの 場の価値を増加するものであるが、労働者は、それによっ これに対し、裁判所は、「農場労働者の労働もまた、農

(4) In re Marriage of Cary, 34Cal. App. 3d 345 (1973) り、所得税総合申告書(joint tax returns) 本件に おいては、 た。なお、彼らは、友人や家族に対し、二人は婚姻してい 女性は、その家庭を維持し、 共同して銀行預金を行なっていた。そして、男性が働き、 事実婚カップルは、 八年間 同棲してお 四人の子供の 世話をしてい を提出し、

> る旨を告げていたが、実際には、 法律上の婚姻はなしてい

なかったということである。 一定の不法婚配偶者の地位を、不法婚配偶者の範疇から想 このような事実に対し、裁判所は、十分に家族的である

son, op. cit., p. 18. 積された 財産の半分に 権限を 有する旨を判示した。 Ma-ない場合ですらも、事実婚パートナーは、その関係中に蓄

関係が有効な婚姻を構成するものであるとの善意の信念が 像婚配偶者の範疇へと変更し、事実婚パートナーに、その

(47)婚姻解消に際しての財産分割の決定要因から、制定法上

(一九七○年家族法)、 過失という 要因が除去されている

扱う必要はないとする。Sloan, op. cit., p. 13. 結果として、不法婚配偶者と想像婚配偶者とを異別に取り

(4) Estate of Atherley, 44Cal. App. 3d 758, 769 (1975). (4) Beckman v. Meyhew, 49Cal. App. 3d 529, 534 (19)

#### 四、おわりに

75)

rvin 事件判決において、Cary 事件裁判所が採用したい わゆる「身分」アプローチをこえて、不法婚パートナー 以上のように、カリフォルニア州最高裁判所は、Ma-

に契約法原理にもとづく救済とエクィティ上の救済とを 方がなんらかの寄与をなしていたという場合には、一方

ても、 のみならず、 ところで、 かなり問題となってきており、 、西ドイツ、 (50) この不法婚同棲の問題は、 カナダ等の欧米先進諸国におい(51) また、 アメリカ合衆国 日本におい ととなる。

裁判上の争

ても、 解消に際しての財産分与の問題が、 解消に際して、彼らが自らを置いた地位に自らを放置す と思われる。 いにこそ至ってはいないが、その数は増加の傾向にある ようである。このことから、近い将来、日本でも、その 最近、 勿論、このような不法婚カップルが、その 週刊紙等で散見されるように、 顕在化してくるもの の当事者は、法律婚を締結するという婚姻意思を欠き、 な婚姻と認めることはできない。勿論、その実質に重点

争いは生ずべくもない。 合には、その契約を履行し、 るなら、 約も締結されていないという場合でも、 ずしも契約が履行されるとは限らず、また、 いない場合には、なんらの要求もなさないというなら、 すなわち、なんらかの契約が締結されている場 しかし、その解消に際して、必 なんらの契約も締結されて 解消後の生活維 なんらの契

持のため、

あるいは、不法婚中に蓄積された財産上に一

て、Marvin 事件判決における救済方法が意味をもつこ とは、容易に考えられうるところといえる。ここにおい が他方に対し財産分与を求めて訴えを提起するというこ

いる以上、原則として、事実婚、とくに、不法婚を有効 ちなみに、国家というものが、 法律婚主義を採用

けるような「身分」アプローチにもとづく救済方法を課 をおいて婚姻に準ずるものとして、Cary 事件判決にお

すということも考えられないではない。しかし、不法婚

を 避けるために 不法婚を 選択した者である。 なおかつ、法律婚上の保護あるいはそれにともなう規制 したが

「身分」アプローチからの救済を認めるというよりはむ ートナーと構成し、当

--- 139

事者がなんらかの契約をなしている場合には、それが公

しろ、不法婚当事者をビジネスパ

て、このような者に対しては、

その不法婚の

性質上、

序に反しない限り、一方の他方に対する履行の請求を認 め、また、一方が不当に利得している場合には、

契約法原理 認める方が妥当といえよう。 その取戻しを認めるというように、他の未婚者と同様の (contracts principles) にもとづく救済を

ことである。(22) 全に契約法の範疇に委ねてしまうことはできないという しかし、ここで注意すべきことは、不法婚当事者を完 前にも述べたが、不法婚当事者は、だいた

のゆえに不法婚を選択しているのである。したがって、 的事項について自由に取り決めをなしうるという便宜さ いの場合、 法の規制を避け、自らの意思でお互いの経済

当事者は、 彼らのなした取り決めに契約法上の保護を与え、「身分」 認という 事態を 招来することにも なりかねないので あ いうことになり、そのことは、結果として、不法婚の承 アプローチを完全に捨象してしまうというなら、不法婚 不法婚締結の当初の目的を完全に達成すると 不法婚当事者によって意図された義務以上

の経済的義務をその当事者に課すというなんらかの身分

とも、

疑問の余地のない不法婚否定の方法である。しか(8)

他方に 上の救済が必要となるわけである。 るがゆえに、非常に厄介な問題といえる。確かに、不法 の承認につながるか否かという問題と密接な関連を有す 不法婚当事者の保護に関する問題は、 それが、不法婚

で法律婚配偶者に与えられている保護を与えることは 護することは、不法婚の承認につながることとなろう。 しかし、それを超えて、不法婚当事者に、一定の範囲内 婚当事者を彼らが意図した経済的取り決めの範囲内で保

必ずしも不法婚を承認することにはつながらない。不法

婚当事者が意図した経済的効果以上の効果が、与えられ たがって、不法婚は不法婚としての意義を失うこととな 締結の当初の目的を達成できないということになり、し ることになるなら、少なくとも、 その当事者は、 不法婚

婚上の保護を不法婚当事者に与えることは、 るのである。つまり、その保護の機能から見れば、 定につながることになるものと考えられる。 不法婚選択者に、 何らの法的保護も与えないとするこ 不法婚の否 法律

<del>-- 140 --</del>

ことから、現実に増加してくる不法婚に歯止めをかけるそれが、当事者にとって負担となるものではないといりし、いくらこの方法で不法婚を否定してみたところで、

者に非常に苛酷な結果をもたらす場合も生じてくることことはできないし、また、その解消に際して、一方当事

法婚当事者は、その便宜さ、手軽さのゆえに不法婚を選する問題をなんら解決することはできないのである。不になる。つまり、このような否定方法では、不法婚に関

択した地位にそのまま放置するというよりもむしろ、不択する者である。したがって、不法婚当事者を彼らが選

ものと思われる。今後、カリフォルニア州においては、なろう。その意味で、Marvin 事件判決は注目に値するに対する配慮という面からも、妥当な結果を導くことにのと考えられる。また、その解消に際しての生活困窮者事者に負担を負わせた方が、不法婚の減少につながるも事者に負担を負わせま方が、不法婚の減少につながるも事者に負担を負わせまが置するというよりももしろ。不

見を述べさせていただいた。

とも、フォローしていきたいと考えている。 なお、Marvin 事件判決以後の判例については、今後

主

地位」民商法雑誌八五巻二号二二七頁以下に詳細に述べら武男―本沢己代子「西ドィッにおける事実婚配偶者の法的(50) 西ドイツにおける事実婚に関する問題については、太田

(品) Holland, op. cit., p. v.

れている。

って、より魅力的なものとなるであろう。Harvard Law(52)契約の実行が確保されれば、不法婚は、その選択者にと

に 附随するところの 「当事者によって 意図された 義務以(35) Marvin 事件裁判所は、婚姻上の身分 (marital status)

法的拘束力を認められていないということである。詳しく(implied remedies)を認める。Ibid., pp. 1717-1718. See, Crentney, op. cit., pp. 262-269. See, Crentney, op. cit., pp. 262-269. 上の 経済的義務を 当事者に課す」という 黙示的救済方法

三頁。 は、太田=本沢・前掲・二三三~二三六頁、二四二~二四は、太田=本沢・前掲・二三三~二三六頁、二四二~三四

処理されることになるであろう。以上、不十分ながら私

Marvin 事件判決にしたがって、

不法婚の 問題が

意義を失うこととなる。

<del>--</del> 142 ---